

新型コロナウイルス感染症に伴う特別融資・助成金・給付金および保険会社各社の支援策（主なもの）

(株) エフシーバンク 編集  
2020年4月20日時点

個人が申請	生活支援	休業で家計が維持できない	貸付	緊急小口資金（特例）	貸付上限：10万円（特別な場合は20万円） 措置期間：1年以内、償還期間：2年以内	最寄りの市区町村社会福祉協議会
		失業で家計が維持できない	貸付	総合支援資金（特例）	貸付上限：単身世帯15万円以内、複数世帯20万円以内 据置期間：1年以内、償還期間：10年以内	
		離職等で住宅を失った・失う可能性	給付	住宅確保給付金	家賃実費支給：37,000円～48,000円を給付 支給期間：原則3ヶ月	県または市の自立相談支援機関
		緊急で資金が必要	貸付	生命保険契約者貸付	貸付上限：原則解約返戻金相当額×70～90% ※貸付額＞解約返戻金相当額×70～90%にならないよう注意	生命保険会社各社 契約者からの申請要※
解約	解約返戻金		※生命保険金等の保障がなくなることを留意	生命保険会社各社 随時受付		
事業主が申請	休業補償	従業員に休業してもらうなら	助成	雇用調整助成金（コロナ特例）	休業等助成：1人1日8,330円まで 但し、助成率は企業規模・雇用状況で変動	県労働局雇用助成室
		子供がいる従業員のために	助成	小学校休業等対応助成金（労働者雇用向け）	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日8,330円を上限とし、賃金相当額を助成	厚生労働省相談コールセンター 0120-60-3999
		子供がいるフリーランスのために	助成	小学校休業等対応支援金（フリーランス雇用向け）	小学校等休校で休業したフリーランスの場合 1日あたり4,100円（定額）を助成	
事業主が申請	資金繰り	失業で家計が維持できない コロナで売上が減少した 緊急で事業資金が必要etc	融資	県制度融資（緊急つなぎ資金、経営あんしん、セーフティーネット4号、5号）	①緊急つなぎ資金* 条件：前年度比売上減少 限度額：5,000万円、借入年利率1.2%、保証料なし ②経営あんしん* 条件：前年度比3%売上減少 限度額：8,000万円、借入年利率1.2～1.4%、保証料0.4～1.83% ③4号、5号* 条件：前年度比5～20%売上減少 限度額：8,000万円、借入年利率1.1～1.5%、保証料0.67～0.79%	取扱金融機関または 県信用保証協会 総合相談窓口 ※左記は愛知県の一例
			融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	前年比5%以上の売上減少 融資限度枠：6,000万円 ※3,000万円以下の部分：当初3年間は0.46%の借入年利率を 後日実施金融機関から特別補給 (実質無利子化：ただし前年比▲15%以上の場合)	最寄りの日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
			融資	マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上の売上減少かつ経営指導・商工会議所の長の推薦要 融資限度枠：現在利用枠とは別枠で1,000万円 当初3年間の借入年利率から最大0.9%以内の決定利率分を特別補給	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544
		給付	持続化給付金	条件：2020年1月～12月の売上が50%以上減少 前年度売上－（前年同月比▲50%の売上高×12ヶ月）を現金給付 給付上限：中小企業200万円、個人事業主100万円		
		貸付	中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） 一時貸付金制度 ※右記は貸付限度額	12～23ヶ月加入：掛金総額×75%×95% 24～29ヶ月加入：掛金総額×80%×95% 30～35ヶ月加入：掛金総額×85%×95% 36～39ヶ月加入：掛金総額×90%×95% 40ヶ月以上加入：掛金総額×95%×95% 但し、1年以内に一括返済が条件	中小機構 コールセンター 050-5541-7171	
		貸付	生命保険契約者貸付	貸付上限：原則解約返戻金相当額×70～90% ※貸付額＞解約返戻金相当額×70～90%にならないよう注意	生命保険会社各社 契約者からの申請要※	
		解約	解約返戻金	※生命保険金等の保障がなくなることを留意	生命保険各社 随時受付	